

回 覧

※代表者様・担当者様へご回覧下さい。

--	--	--	--	--	--



経営者・後継者・幹部・総務人事責任者 対象

★ご好評につき追加開催決定★

働き方改革関連法
2019 年施行！
中小企業も猶予なし

“働き方改革”セミナーシリーズ 第2弾 年次有給休暇編

～来年 4 月より全ての企業に年次有給休暇の消化が義務化されます～

「年次有給休暇の消化義務化」の解説と共に、対応策をご紹介します！

ついに 2019 年 4 月より働き方改革関連法が順次施行されていきます。来年度 4 月から施行内容の 1 つに「年次有給休暇の消化義務化」がありますが、「会社はどのように対応していけばいいのか…」など経営者、人事担当者の方々からは不安の声を多く耳にします。シリーズ第 2 弾の今回は、働き方改革関連法の全体像をご紹介した上で、有給休暇制度の基礎から「年次有給休暇の消化義務化」に向けての対策まで、具体的なステップや施策を数多くご紹介。来年度施行に備えるためのポイントと秘訣を伝授します。

年次有給休暇を確実に取得させる必要があります！！

使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての従業員に対し、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与えなければなりません。

とは言うものの…

- 繁忙期に有休は与えづらい。
- 有休の管理はどうすればいいのか？
- いつからの有休が対象なのか？
- 取得を促進するための
手立てはあるのか？

法改正に関する
疑問やお悩みを
スッキリ解決いた
します！

■TOMA 働き方改革セミナー
シリーズ第4弾 最終回
2月13日(水) 14:00～16:30
「賃金・評価 編」

■関連著書 好評発売中！
『過重労働防止の実務対応』 清文社

個別無料相談会 セミナー後、無料相談会を実施します。セミナー以外のご相談もお気軽にどうぞ！

日 時 1月17日(木) 14:00～16:30 定員 40名(先着順)
会 場 TOMAグループセミナールーム <東京駅八重洲北口改札より徒歩2分> 千代田区丸の内1-8-3
参加費 5,000円 税込 当日現金 <月次顧問・Tクラブ・Tパートナーズは半額>
講 師 TOMAコンサルタンツグループ(株) TOMA 社会保険労務士法人 特定社会保険労務士 渡邊哲史

主催:TOMAコンサルタンツグループ(株) TOMA社会保険労務士法人 (東京/静岡/シンガポール/アメリカ)

東京都千代田区丸の内1-8-3 丸の内トラストタワー本館3階 税理士27名・国税局OB 税理士9名・公認会計士7名
TEL: 03-6266-2561(9時～18時) Mail: toma@toma.co.jp 企画広報部 社会保険労務士7名・中小企業診断士3名・弁護士2名
ホームページからのお申込 <https://toma.co.jp> 司法書士5名・行政書士10名他 総人数200名

■セミナー申込書 この用紙のまま FAX でご返信ください。 ※お申し込み受付け後、受講票地図を FAX 致します。

貴社名:	参加者氏名:	役職:
住所: 〒	業種	従業員数 名
TEL:	FAX(必ず記入)	決算月 月
メール:	個別相談の希望 無・有 () (について)	

※主催と同業、および労働組合ユニオンの方、個人の方のご参加はお断りします。
※ご提供頂いた個人情報、弊社からの連絡・情報提供に利用することがあります。

HP

FAX 返信先

0120-944-734